

○金ヶ崎町有害鳥獣駆除担い手確保対策事業補助金交付要綱

令和2年3月31日金ヶ崎町告示第88号

金ヶ崎町有害鳥獣駆除担い手確保対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、町内における有害鳥獣による農林業への被害及び人的被害を防止するため、有害鳥獣の駆除に従事しようとする者に対して、新規の狩猟免許取得等に要する経費に対し、予算の範囲内で金ヶ崎町補助金交付規則(昭和42年金ヶ崎町規則第20号。以下「規則」という。)及びこの要綱により補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(狩猟免許の種類)

第2 狩猟免許の種類は、次の各号に掲げる免許とする。

(1) 第一種銃猟免許

(2) わな猟免許

(補助対象者)

第3 金ヶ崎町有害鳥獣駆除担い手確保対策事業補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 町内に住所を有する者

(2) 金ヶ崎町猟友会に入会し、取得した免許の種類の方法により、第10第2号に規定する期間、町内の有害鳥獣駆除に従事することができる者

(3) 町税に未納がない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4 補助金の対象となる経費及び金額は、次のとおりとする。ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

種別	対象経費	補助金額等
狩猟免許	(1) 狩猟免許試験受検手数料 (2) 医師の診断書料 (3) 写真代	当該経費に相当する額。 第2各号に掲げる免許
猟銃等所持	(1) 猟銃等講習会申込手数料	につき、それぞれ1回

許可	(2) 射撃教習資格認定申請手数料 (3) 猟銃用火薬類等譲与許可申請手数料 (4) 射撃教習費 (5) 猟銃所持許可申請手数料 (6) 戸籍抄本、住民票及び身分証明書手数料 (7) 医師の診断書料 (8) 写真代 (9) 実包購入費	限りとする。
狩猟者登録	(1) 狩猟者登録手数料	
猟銃等購入	(1) 猟銃 (1丁に限る。) (2) ガンロッカー及び装弾ロッカー (各1台に限る。)	当該経費の合計額の2分の1以内に相当する額とし、10万円を限度とする。
	(3) わな (1基までに限る。)	当該経費の2分の1以内に相当する額又は5,000円のいずれか低い額とする。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、次の各号の書類を添えて、金ヶ崎町有害鳥獣駆除担い手確保対策事業補助金交付申請書 (様式第1号) を町長に提出しなければならない。

- (1) 取得した狩猟免許の写し
- (2) 補助対象経費の領収書の写し
- (3) 購入物品の写真
- (4) 猟友会員であることの証明

(補助金の交付決定)

第6 町長は、第5に規定する交付申請書を受理したときは、必要な事項を審査し、適当と認める場合は、金ヶ崎町有害鳥獣駆除担い手確保対策事業補助金交

付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（申請書の取下げ期日）

第7 規則第8条に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（補助金の請求）

第8 申請者は、第6の交付決定通知を受けたときは、金ケ崎町有害鳥獣駆除担い手確保対策事業補助金請求書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第9 町長は、第8の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付を受けた者の義務）

第10 補助金の交付を受けた者は、次の各号の義務を負う。

- （1）補助金の交付を受けて取得した財産を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、購入の日から起算して5年を経過するまでは、町長の承認を得ないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保にしてはならない。
- （2）狩猟免許の取得後5年間、町内の有害鳥獣駆除に従事すること。ただし、転出やその他やむを得ない事情があると認められる場合を除く。

（補助金の返還）

第11 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した補助金について、その全部又は一部を返還させることができる。

- （1）虚偽の申請等、不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）前号に掲げるもののほか、この要綱に定める事項に違反したとき。

（補則）

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

制定文抄

令和2年4月1日から施行する。

金ケ崎町長

様

住 所

氏 名

印

金ケ崎町有害鳥獣駆除担い手確保対策事業補助金交付申請書

年度において、金ケ崎町有害鳥獣駆除担い手確保対策事業補助金の交付を受けたいので、金ケ崎町補助金交付規則及び金ケ崎町有害鳥獣駆除担い手確保対策事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 狩猟免許の種類（取得した免許を○で囲む）  
①第一種銃猟免許      ②わな猟免許
- 3 補助対象経費

補助対象種別	補助対象経費（円）	補助金額（円）
合 計		

※銃等の購入に係る経費の補助金額は2分の1を乗じた額とし、100円未満は切り捨てる。

※わなの購入に係る経費の補助金額は2分の1を乗じた額又は5,000円のいずれか低い方とし、100円未満は切り捨てる。

- 4 添付書類
  - (1) 取得した狩猟免許の写し
  - (2) 補助対象経費の領収書の写し
  - (3) 購入物品の写真
  - (4) 猟友会員であることの証明

5 補助金振込先

金融機関名 \_\_\_\_\_

支店名 \_\_\_\_\_

(ふりがな)

口座名義 \_\_\_\_\_

口座番号 普通・当座 \_\_\_\_\_

様式第2号（第6関係）

第 号  
年 月 日

様

金ヶ崎町長

印

金ヶ崎町有害鳥獣駆除担い手確保対策事業補助金交付決定通知書  
年 月 日付けで申請のあった金ヶ崎町有害鳥獣駆除担い手確保対策事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助金交付決定額

円

様式第3号（第8関係）

年 月 日

金ケ崎町長 様

住 所  
氏 名 印

金ケ崎町有害鳥獣駆除担い手確保対策事業補助金交付請求書  
年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった金ケ崎町有害鳥  
獣駆除担い手確保対策事業補助金について、金ケ崎町有害鳥獣駆除担い手確保対策事  
業補助金交付要綱第8の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を請求します。

記

1	補助金交付決定額	円
2	請 求 額	円